

特定非営利活動法人 Forest 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 Forest という。✓

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。✓

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、平等に教育を受けられず希望や可能性を見失っているこども達、及び様々な要因により心身に障害をもつに至った者達とその保護者達などの、当該本人達の将来に対する不安を軽減し、生きる力と意欲をもって社会に進出し、社会への貢献により活躍することができるよう、当法人が個人及び法人の支援者等との連携を図り活動基盤をより強固なものし、教育や体験の場を数多く提供することにより、その経験等を通じて平等に機会を広げていくことが可能になることを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類) ✓

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 教育を必要とする人々に対する総合的な教育の支援、及び ICT 等の情報通信に関する教育事業
- (5) ひとり親家庭のこども達やその親たちと地域住民の交流、及び物品、資金の支援、人材育成並びに文化学習等の支援事業
- (6) 国内外の児童等を対象とする養護施設等への物品及び資金の支援事業
- (7) 障害児等を対象とした、音楽やカウンセリング等による療育支援事業
- (8) 自然や人との交流及び、感性向上のための体験等による心身の育成に係る支援事業
- (9) その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に関連及び付帯する一切の事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の作製及び販売事業
- (2) 一般及び会員の交流による収益事業

- (3) 広告宣伝等による収益事業 ✓
- (4) 情報通信事業に係わる育成収益事業 ✓

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。 ✓

第3章 会員

第6条 (種別) ✓

この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員:この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員:この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員:この法人の目的に賛同しこの法人の提供する物品及び役務等のサービスを利用する会員

第7条 (入会) ✓

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 ✓

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。 ✓

第8条 (入会金及び会費) ✓

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失) ✓

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。 ✓

第11条 (除名) ✓

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条 (抛出金品の不返還) ✓

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条(種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人を副代表理事とする。

第14条(選任等)

理事及び監事は、理事会において選出する。✓

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。✓

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。✓

第15条(職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。✓

5 監事は、次に掲げる業務を行う。✓

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条(任期等)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。✓

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。✓

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。✓

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。✓

第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。✓
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。✓

第19条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。✓

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。✓

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。✓

第20条 (職員)

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。✓

第5章 総会

第21条 (種別) ✓

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 (構成) ✓

総会は、正会員をもって構成する。

第23条 (権能) ✓

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

第24条 (開催) ✓

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。✓
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第 25 条 (招集)

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。✓

第 26 条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。✓

第 27 条 (定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。✓

第 28 条 (議決)

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。✓

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。✓

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。✓

第 29 条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。✓

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。✓

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。✓

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。✓

第 30 条 (議事録) ✓

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会

の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした正会員の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った正会員の氏名

第6章 理事会

第31条 (構成) ✓

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 会費及び入会金の額 ✓
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 ✓

第33条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。 ✓
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項
を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条 (招集)

理事会は、代表理事が招集する。 ✓

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 (議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。 ✓

第36条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 37 条 (表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。 ✓

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。 ✓

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 38 条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名押印しなければならない。 ✓

第 7 章 資産及び会計

第 39 条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第 40 条 (資産の区分) ✓

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

第 41 条 (資産の管理) ✓

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。 ✓

第 42 条 (会計の原則) ✓

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 43 条 (会計の区分) ✓

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

第 44 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 46 条 (予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 47 条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 48 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 49 条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 50 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第 51 条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第53条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

第55条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。 ✓